

埼玉県入札参加停止措置業者一覧表(工事・物品)

令和8年1月14日現在

業者名	登録名簿 許可番号 (工事)	業者番号 (物品)	所在地	入札参加停止期間	入札参加停止の理由	
極東開発工業株式会社	工事 物品	00-005411	0000011463	大阪府 大阪市	R7.10.7 ~ R8.2.6 4か月	特定特装車製品の販売価格等に関して情報交換を行い、特定特装車製品の販売価格を引き上げる旨を合意し、販売価格をおおむね引き上げていたことは、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして、令和7年9月24日、公正取引委員会から排除措置命令を受けたため。
株式会社京三製作所	工事 物品	00-002842	0000002635	神奈川県 横浜市	R7.10.16 ~ R8.1.15 3か月	当該業者は、警察本部が発注した工事において、試験調整作業を実施する下請業者の確保ができないことを理由に、契約解除の申し出があり、発注者が契約を解除したもの。 このことが、契約の相手方として不適当であると認められるため。
初野建材工業株式会社	工事 物品	11-027388	0000001765	埼玉県 川越市	R7.10.21 ~ R8.1.20 3か月	飯能県土整備事務所が発注した塩化カルシウム(単価契約)に係る一般競争入札(令和7年9月19日公告)において、10月9日の落札決定後、同日辞退したことは不正又は不誠実な行為に該当するため。
株式会社東日本宇佐美	物品	—	0000017225	東京都 文京区	R7.12.9 ~ R8.4.8 4か月	長野県石油商業組合北信支部の支部員として、支部の決定に基づき特定揮発油の販売価格を改定し事業活動を行っていたことは、独占禁止法第8条第1号の規定に違反するものであるとして、令和7年11月26日、公正取引委員会から課徴金納付命令を受けたため。
株式会社トーニチコンサルタント	工事 物品	—	0000011855	東京都 渋谷区	R8.1.14 ~ R8.5.13 4か月	特定跨線橋点検等業務の入札等で、公正取引委員会から独占禁止法第3条違反(不当な取引制限の禁止)を認定され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 このことは、契約の相手方として不適当であると認められるため。
日本交通技術株式会社	工事	—	—	東京都 台東区	R8.1.14 ~ R8.5.13 4か月	特定跨線橋点検等業務の入札等で、公正取引委員会から独占禁止法第3条違反(不当な取引制限の禁止)を認定され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 このことは、契約の相手方として不適当であると認められるため。
大日コンサルタント株式会社	工事	—	—	岐阜県 岐阜市	R8.1.14 ~ R8.5.13 4か月	特定跨線橋点検等業務の入札等で、公正取引委員会から独占禁止法第3条違反(不当な取引制限の禁止)を認定され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 このことは、契約の相手方として不適当であると認められるため。